

## 令和3年度改善提言に関する特許審査の取組状況

令和3年度審査品質管理小委員会の改善提言に関し、特許庁が行った主要な特許審査の取組の計画と実績、それらの取組のねらいと結果は以下のとおりである。

評価項目	評価項目④に関するもの
改善提言 1	<b>審査官の数の確保とその育成に取り組むとともに、先端技術への対応及び業務の効率化を継続することを期待する。</b>
ねらい	審査官の数の確保とその育成に取り組むとともに、先端技術への対応及び業務の効率化を継続する。
取組の計画	<p><b>(審査官の人員配置)</b></p> <p>1. 審査実施体制の整備・強化を図るべく、審査官の増員に努める。</p> <p><b>(審査官の育成と評価)</b></p> <p>2. 審査業務の効率化に資するサーチ関連ツールの研修を実施する。</p> <p>3. 審査の質の維持・向上に必要な知識の定着、向上を図るべく、品質テストを実施する。</p> <p><b>(先端技術への対応)</b></p> <p>4. 先端技術の知識習得を図る機会を設け、審査官の育成に取り組む。</p> <p>5. AI・IoT 関連発明について、審査の質の維持・向上に取り組む。</p> <p>6. 先端技術の動向を把握するために、特許出願技術動向調査を行う。</p> <p><b>(審査業務効率化の知見の共有)</b></p> <p>7. 新たなコミュニケーションツールを活用するとともに実践的な使い方を共有し、審査業務の効率化・質の向上を図る。</p>
取組の実績	<p><b>(審査官の人員配置)</b></p> <p>1. 政府全体の定員合理化目標による定員削減が続く中、審査官数 1,662 名を確保した（昨年度 1,665 名）。</p> <p><b>(審査官の育成と評価)</b></p> <p>2. 進歩する最新のサーチ関連ツールの活用に関する情報を審査官に提供し、効率的なサーチ、サーチ時の文献の見落とし防止を図るべく、「自然文との類似度順によるソート」や「多図面ブラウザのヒット箇所表示」の活用に関する研修を 2022 年 8 月～9 月にかけて e ラーニング形式で実施し、全審査官が受講を完了した。研修後のツールの平均利用者数について、研修前より「自然文との類似度順によるソート」は 3.2 倍、「多図面ブラウザのヒット箇所表示」は 4.4 倍に増加したことが確認された。</p> <p>3. 審査の品質管理の基本原則や、法令・審査基準、先行技術文献調査等の審査実務に必要な基礎知識の定着、向上を図るべく、全審査官を対象とした「品質テスト」を e ラーニング形式で実施した。2022 年度は、最新の状況に対応した知識の定着を図るべく、全ての設問中に関連資料へのリンクを設け、資料の参照を促す構成とした。更なる知識の定着を図るため、正答率の低い問題については、全審査官を対象に改めて解説を行うとともに、今後の研修等にも活用すべく、各設問の正答率を関連部署に共有する予定。</p> <p><b>(先端技術への対応)</b></p> <p>4. 先端技術の知識習得を図るため、国内外の学会やセミナーへ積極的に参加した（12 月末時点で 98 個の学会・セミナーに延べ 259 人の審査官が参加。昨年同期は 97 個の学会・セミナーに延べ 259 人の審査官が参加。）。また、下半期は、外部講師による技術研修も複数回実施する予定。</p>

## 令和3年度改善提言に関する特許審査の取組状況

取組の実績	<p>5. AI 関連発明について、「AI 審査支援チーム」は、各審査部門が担当する技術分野を超えて連携し、最新の AI 関連技術に関する知見や審査事例の蓄積・共有等を実施した。2022 年 3 月には、AI 担当官が蓄積した知見を広く共有することを目的として、AI 担当官による審査官向けの研修を実施した。また、IoT 関連出願について、IoT 関連発明に精通した IoT 担当官との協議を継続し、特に、データ関連クレームを有する出願の審査の更なる適正化に向けて、データ関連クレームを含む特許査定案件について、前年度に続き必須協議の対象とした。2022 年 4 月～12 月に IoT 関連出願の協議を 66 件行い（昨年同期 108 件。）、データ関連クレームを含む特許査定案件の協議を 18 件行った（昨年同期 31 件。）。</p> <p>6. 2022 年度は、今後の進展が予想される技術テーマとして、「LiDAR」、「スマート物流」等の計 5 つの技術テーマを選定し、特許出願技術動向調査を実施している。また、2023 年度に特許出願技術動向調査を行う技術テーマ候補として、「パッシブ ZEH・ZEB」、「ドローン」等の計 5 つを選定した。</p> <p><b>（審査業務効率化の知見の共有）</b></p> <p>7. 特許庁において導入されている新たなコミュニケーションツールの活用について、審査業務での実践的な使い方やユニークな使い方を募集し、コンテストを実施した。コンテストで提案された使い方は、庁内イントラネットを通じて審査部内に共有し、業務での活用を促している。</p>
結果	取組 1 の実施により、審査官の数を確保することができた。取組 2～4 の実施により、審査官の育成を行うことができた。取組 4～6 の実施により、先端技術への対応を継続・促進することができた。取組 7 の実施により、審査業務効率化の知見の共有が図られた。

## 令和3年度改善提言に関する特許審査の取組状況

評価項目	評価項目⑥、⑩に関するもの
改善提言 2	判断の均質性等に関する課題に対し、協議をはじめとする品質向上のための取組を適切に実施することを期待する。
ねらい	判断の均質性等に関する課題に対し、協議をはじめとする品質向上のための取組を適切に実施する。
取組の計画	<p><b>(協議の実施)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>審査官間の判断の均質性を高めるために、審査官同士が意見交換を行う「協議」を実施、促進する。</li> <li>協議の実施方法を改善する。</li> </ol> <p><b>(ユーザー評価調査)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>ユーザー評価調査により、ユーザーの問題意識やニーズを把握し、品質向上のための取組を適切に実施する。</li> <li>判断の均質性等に関する課題に対する新たな対策の検討のため、フォローアップ調査を実施する。</li> </ol>
取組の実績	<p><b>(協議の実施)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2022年4月～12月に、18,138件の協議が実施された（昨年同期 15,898件）。</li> <li>特にサーチの質の向上を図るために、担当技術分野における高い知識や判断力を有する審査官を被協議者とし、かつ、被協議者が実際にサーチを行った上で、その結果を踏まえて担当審査官にアドバイスを行う協議を、2022年4月～12月に745件行った（昨年同期 736件）。</li> </ol> <p>また、協議を効果的かつ効率的なものとするため、豊富な知識・経験等を有する年次の高い審査官が他の審査官が担当する案件の協議に被協議者として参加し、積極的に助言や知見の提供を行うとともに、効果的なサーチスタイルの観点を含め、協議参加者が相互に知見の共有を行う協議を1,014件実施した（昨年同期 1,608件）。そして当該協議について88%の案件（昨年同期 81%）で新たな知見・助言が得られ、実効性が高い協議が実施されたことが確認できた。</p> <p><b>(ユーザー評価調査)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>ユーザー評価調査結果の分析を踏まえ、「判断の均質性」、「第29条第2項（進歩性）の判断の均質性」、「国際段階と国内段階との間での判断の一貫性」が、全体評価への影響が大きく、相対的な評価が低いことから、優先的に取り組むべき項目（優先項目）と設定し、全審査官に協議の活用を改めて周知した。</li> <li>2021年度のフォローアップ調査では、不満回答者（23者）との意見交換会を実施し、多くの不満回答者から、「不満」等と回答した背景として個別案件が挙げられ、不満を感じる案件が1件でも存在すると、低評価となり得るとの課題が確認された。2022年度は、より多くの回答者に対して、「不満」等と回答する原因となった個別案件に関する聴取を行うべく、「判断の均質性」、「面接、電話等における審査官とのコミュニケーション」等に対する不満回答者を対象としたオンラインアンケート形式でのフォローアップ調査を行っている。</li> </ol>

## 令和3年度改善提言に関する特許審査の取組状況

結果	取組1～3の実施により、判断の均質性等に関する課題に対する、協議をはじめとする品質向上のための取組を効果的に実施することができた。取組4の実施により、判断の均質性等の課題に対するユーザーのより具体的なニーズの把握・分析を実施し、品質向上のための取組を適切に実施する予定。
----	---

## 令和3年度改善提言に関する特許審査の取組状況

評価項目	評価項目⑥、⑩に関するもの
改善提言 3	<b>ユーザーとのコミュニケーションを充実させるとともに、関連する取組の情報発信を積極的に行うことを期待する。</b>
ねらい	ユーザーとのコミュニケーションを充実させるとともに、関連する取組の情報発信を行う。
取組の計画	<p><b>(面接・電話対応の充実)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>テレワーク中の審査官とのコミュニケーション等について情報発信を行う。</li> <li>テレワーク中の審査官がユーザーに電話連絡できる手段の運用の明確化を図る。</li> <li>面接・電話対応における電子メールの活用の手順等を明確化する。</li> <li>出願人の求めに応じて、面接・電話対応を着実に実施する。</li> </ol> <p><b>(ユーザー等との意見交換)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>ユーザーと意見交換（企業コンタクト等）を実施し、ユーザーとのコミュニケーション等の取組についての情報発信を行う。</li> </ol> <p><b>(ユーザー評価調査)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>ユーザー評価調査に寄せられた意見を踏まえて、ユーザーとの適切なコミュニケーションを図るための対応を行う。</li> <li>ユーザーとのコミュニケーションについてのニーズを踏まえた取組の検討のため、フォローアップ調査を実施する。</li> </ol>
取組の実績	<p><b>(面接・電話対応の充実)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>テレワーク中の審査官との電話連絡やオンライン面接の手続等について分かり易く紹介するリーフレット「DX時代における特許審査官とのコミュニケーション」を公表した。</li> <li>テレワーク中の審査官がユーザーに電話連絡できる手段について、ユーザーと審査官の意見を踏まえて整理した運用（テレワーク中の審査官による折り返し連絡の義務化等）を、審査官に対して周知した。また、当該手段は2022年4月～12月において12,514回利用された（昨年同期11,760件）。</li> <li>補正案等の受付やオンライン面接の実施に電子メールを使用する上で、メールアドレスを口頭伝達する際の誤伝達のリスクを軽減するために、ユーザーへのメールアドレスの伝達方法の改善を行う拒絶理由通知書にメールアドレスの一部を記載する運用を開始した。</li> <li>ユーザーからの面接の依頼を原則一回は受諾し、2022年4月～12月に1,288件（昨年同期1,308件）の面接審査、14,503件（昨年同期13,884件）の電話等による対応を行った。</li> </ol>

## 令和3年度改善提言に関する特許審査の取組状況

取組の実績	<p>(ユーザー等との意見交換)</p> <p>5. 特許庁の施策及び取組についてユーザーから理解を得るとともに、今後の施策検討に向けて企業の現状や課題を直接伺い、先方からの質問に回答することで相互の信頼関係を構築すること、及びユーザーとのコミュニケーションや品質管理関連施策等についての情報発信を行うことを目的として、2022年4月～12月に112件（企業属性：大企業64件、海外企業18件、中小企業19件、公的研究機関1件、その他10件、開催形式：対面71件、オンライン41件）（昨年同期103件（企業属性：大企業75件、海外企業4件、中小企業12件、公的研究機関1件、その他11件、開催形式：対面16件、オンライン87件））の企業コンタクトを実施した。また、知財関連団体、代理人団体との審査の質に関する意見交換会を、2022年3月、2022年9月に計4件開催した。</p> <p>(ユーザー評価調査)</p> <p>6. 全審査官に対して、ユーザー評価調査で寄せられた「面接、電話等における審査官とのコミュニケーション」に関する意見を基に、面接・電話対応において留意すべき点を周知した。</p> <p>7. 「面接、電話等における審査官とのコミュニケーション」等に対する不満回答者から、評価の背景となる具体的な個別事例や課題等を聴取し、対応を進めるべくオンラインアンケート形式でのフォローアップ調査を行っている。</p>
結果	取組1～7の実施により、ユーザーとのコミュニケーションを充実させるとともに、関連する取組の情報発信を行うことができた。

## 令和3年度改善提言に関する特許審査の取組状況

評価項目	評価項目⑦、⑧に関するもの
改善提言 4	品質管理の継続的改善につなげるべく、品質検証のための取組、審査の質の分析・課題抽出を充実させることを期待する。
ねらい	品質管理の継続的改善につなげるべく、品質検証のための取組、審査の質の分析・課題抽出を充実させる。
取組の計画	<p>(審査官向けアンケート)</p> <p>1. 品質検証のため、審査官の認識調査を行う。</p> <p>(品質検証のための内外乖離案件、内々乖離案件等の分析)</p> <p>2. 特許庁と他庁に共通して出願されたものであって、特許庁と他庁とで審査結果が異なった出願を対象とし、他庁との審査結果の相違（内外乖離）の分析を行う。</p> <p>3. 国際調査報告及び国内出願の特許審査の双方を特許庁が行ったにも関わらず、サーチ・審査結果の相違（内々乖離）の分析を行う。</p> <p>(日米協働調査)</p> <p>4. 内外乖離の改善につなげるべく米国特許商標庁との協力を推進する。</p>
取組の実績	<p>(審査官向けアンケート)</p> <p>1. 審査の質についての審査官側の認識をアンケート調査し、ユーザー評価調査の評価と審査官側の認識（自己評価）との乖離の分析等を行い、課題を分析・抽出する予定。</p> <p>(品質検証のための内外乖離案件、内々乖離案件等の分析)</p> <p>2. 内外乖離の分析結果及び留意すべき点について審査部全体に周知するとともに、個別案件の分析結果については、当該案件が属する審査長単位の管理職や審査官にフィードバックした。</p> <p>3. 内々乖離の分析結果及び留意すべき点について管理職に周知し、各審査室として、決裁前のチェックやPCT協議等の取組を活用したサーチの質向上を図るようにした。</p> <p>(日米協働調査)</p> <p>4. 日米の特許審査官の見解を共有し、両庁における最初の審査結果において判断が一致する可能性を高め、より強く安定した権利を得ることを可能とする等の目的のため、日米両国に特許出願した発明について、日米の特許審査官がそれぞれ調査を実施し、その調査結果及び見解を共有した後に、両庁の特許審査官が、それぞれ早期かつ同時期に最初の審査結果を出願人等に送付する日米協働調査を実施している。第1期（実施件数：67件）、第2期（実施件数：83件）の試行の後、2020年11月より第3期の試行を開始している。2022年4月～12月の申請実績は12件（去年同期13件）であった。また、2022年11月に、ユーザーの手続負担を軽減するため、統一申請書を導入した。</p>
結果	取組1～4の実施により、品質管理の継続的改善につなげるべく、品質検証のための取組、審査の質の分析・課題抽出を充実させることができた。